

国 不 建 第 356 号
令和 3 年 2 月 3 日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正について（通知）

先般、フロン使用機器廃棄時のフロン回収率を向上させるため、フロン類の管理の適正化等のため必要な場合においては、都道府県知事による関係地方公共団体の長等への資料提供の要請を可能とすること等を内容とするフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 25 号）が令和 2 年 4 月に施行されたところです。

また、建築物等の解体工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大等を内容とする大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号）が令和 2 年 6 月に、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け等を内容とする石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）が令和 2 年 7 月に公布され、大気汚染防止法の一部を改正する法律の附帯決議においては、解体等工事の規制に関し、環境保全等の観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこととされたところです。

このような状況を踏まえ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の規定による適正な分別解体の更なる推進を図るため、別紙のとおり、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）様式第一号（対象建設工事の届出書）及び様式第二号（対象建設工事の変更届出書）において、フロン類及び石綿の有無に係る記載欄を追加する改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）を行うこととしますので通知します。

貴職におかれましては、御遺漏のなきよう適正な運用を実施するとともに、特定行政庁等への周知に御協力をお願いします。

○国土交通省令第四号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

改正後

改正前

(様式第一号)

(略)

別表 1

(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物 ☐ 有 () ☐ 無	
他法令関係・ （大気汚染防止法・安全衛生法 石綿則）	☐ 有 特定建設資材への付着物 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 無	

(様式第一号)

(略)

別表 1

(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物 ☐ 有 () ☐ 無	
その他		

フロン（フロン排出抑制法）	☐ 有（業務用のエアコン・冷暖房設備の） ☐ 無	
その他		

(略)
別表 2
(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		
特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)		
☐ 有 () ☐ 無		
他法令関係 (大気汚染防止法・建築・機械工事の石綿則)		
☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
フロン（フロン排出抑制法）		
☐ 有（業務用のエアコン・冷暖房設備のうちフロン類が使われているもの） ☐ 無		
その他		

(略)
別表 3
(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		
特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)		
☐ 有 () ☐ 無		
他法令関係 (大気汚染防止法・建築・維持・修繕工事の石綿則)		
☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
その他		

--	--	--

(略)
別表 2
(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		
特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)		
☐ 有 () ☐ 無		
その他		

(略)
別表 3
(略)

建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		
特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)		
☐ 有 () ☐ 無		
その他		

工事の み)		
その他		

(略)

(様式第二号)

(略)

別表 1

(略)

建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無	
	その他		
建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容	石綿 係	☐ 有 特定建設資材への付着 ☐ 有 ☐ 無 (大気汚染防止 法・安全衛生法 石綿則)	
	フロコン (フロコン 排出抑制法)	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 の) ☐ 無	
	その他		

(略)

別表 2

(略)

建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m

工事の み)		
その他		

(略)

(様式第二号)

(略)

別表 1

(略)

建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無	
	その他		

(略)

別表 2

(略)

建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	
搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m

建築物に 関する調 査の結果 (修繕・模様替工事のみ) 及び工事 着手前に 実施する 措置の内 容	特定建設資材への付着物 (☐ 有 ☐ 無)	通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	石綿 (大気汚染防止 法・安全衛生法 石綿則) その他 (修繕・模様 替工事の み)	☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	フロン (フロン 排出抑制法) その他	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 器のうちフロン類が使われているも の) ☐ 無	

別表 3
(略)

建築物に 関する調 査の結果 (修繕・模様替工事のみ) 及び工事 着手前に 実施する 措置の内 容	特定建設資材への付着物 (☐ 有 ☐ 無)	通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	石綿 (大気汚染防止 法・安全衛生法 石綿則) その他 (修繕・模様 替工事の み)	☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	フロン (フロン 排出抑制法) その他	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 器のうちフロン類が使われているも の) ☐ 無	

別表 3
(略)

建築物に 関する調 査の結果 (修繕・模様替工事のみ) 及び工事 着手前に 実施する 措置の内 容	特定建設資材への付着物 (☐ 有 ☐ 無)	通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	石綿 (大気汚染防止 法・安全衛生法 石綿則) その他 (修繕・模様 替工事の み)	☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	フロン (フロン 排出抑制法) その他	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 器のうちフロン類が使われているも の) ☐ 無	

別表 3
(略)

建築物に 関する調 査の結果 (修繕・模様替工事のみ) 及び工事 着手前に 実施する 措置の内 容	特定建設資材への付着物 (☐ 有 ☐ 無)	通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	
	石綿 (大気汚染防止 法・安全衛生法 石綿則) その他 (修繕・模様 替工事の み)	☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	フロン (フロン 排出抑制法) その他	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機 器のうちフロン類が使われているも の) ☐ 無	

附 則

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行前に特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(以下「省令」という。第二条第二項の規定による届出を行った者が省令第三条第二項の規定による届出を行う場合に提出する届出書の様式については、改正後の省令別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。